

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(案)の骨子

【根拠となる法令】

○地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数
(介護保険法施行規則第140条の6第1号)

○包括的支援事業の実施に係るその他基準
(介護保険法施行規則第140条の6第2号)

【基本的な考え方】

条例の制定に当たっての基本的な考え方は、厚生労働省令で定める基準に従うこととされている職員に係る基準及び員数と厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているその他の運営基準に該当するものすべて、現行の国（厚生労働省令）の基準のとおりとします。

なお、地域包括支援センターの当該職員の員数については、地理的条件やその他の条件により設定した区域の第1号被保険者数が基準を超える場合は、国の基準に則した人員を加えることとしています。

1 人員に関する基準について

国の基準	市の内容
(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人	国の基準のとおり なお、担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上の場合は、次のとおり常勤の職員を加える。 第1号被保険者数がおおむね2,000人増えるごとに(1)(2)(3)の職員うちいずれか1人を加える。

(介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ)

第1号イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、第1号イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(注1)において認められた場合

(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(注1)において認められた場合

注1 地域包括支援センター運営協議会とは、指定居宅サービス事業者等(介護保険法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。

(1)(2)市の実情にそぐわないため、規定しない。

(3)国の基準のとおり

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人 未満	第1号イの(1)か ら(3)までに掲げ る者のうちから1 人又は2人
おおむね1,000人 以上2,000人未満	第1号イの(1)か ら(3)までに掲げ る者のうちから2 人(うち1人は、専 らその職務に従事 する常勤の職員と する。)
おおむね2,000人 以上3,000人未満	専らその職務に従 事する常勤の第1 号イの(1)に掲げ る者1人及び専ら その職務に従事す る常勤の第1号イ の(2)又は(3) に掲げる者のいず れか1人

2 包括的支援事業の実施に係るその他基準

国の基準	市の内容
<p>(介護保険法施行規則第140条の6第2号イ)</p> <p>地域包括支援センターは、第1号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるようにしなければならないこと。</p>	<p>国の基準のとおり</p>

<p>(介護保険法施行規則第140条の6第2号ロ)</p> <p>地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保すること。</p>	<p>国の基準のとおり</p>
---	-----------------

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第

115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

（職員の基準及び当該職員の員数）

第3条 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上

6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

（1） 保健師その他これに準ずる者 1人

（2） 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

（3） 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第

140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね

6,000人以上の場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、前項各号に掲げる者の員数に加え、第1号被保険者の数がおおむね2,000人増えるごとに、同項各号に掲げる者のうちから1人加えた員数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一つの地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会

（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(運営)

第4条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。